

(介護予防) 訪問看護サービス料金表

【基本部分】

◆病院が実施する場合（要介護1～5の方）

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの 所要時間	基本利用料 *(注1)参照	利用者負担金 (基本利用料1割) *(注2)参照	利用者負担金 (基本利用料2割) *(注2)参照	利用者負担金 (基本利用料3割) *(注2)参照
20分未満	2,660円	266円	532円	798円
20分以上30分未満	3,990円	399円	798円	1,197円
30分以上1時間未満	5,740円	574円	1,148円	1,722円
1時間以上1時間30分未満	8,440円	844円	1,688円	2,532円

※准看護師が行う訪問看護は、基本利用料の90%です。

◆病院が実施する場合（要支援の方）

サービスの内容 1回あたりの 所要時間	基本利用料 *(注1)参照	利用者負担金 (基本利用料1割) *(注2)参照	利用者負担金 (基本利用料2割) *(注2)参照	利用者負担金 (基本利用料3割) *(注2)参照
20分未満	2,560円	256円	512円	768円
20分以上30分未満	3,820円	382円	764円	1,146円
30分以上1時間未満	5,530円	553円	1,106円	1,659円
1時間以上1時間30分未満	8,140円	814円	1,628円	2,442円

※准看護師が行う訪問看護は、基本利用料の90%です。

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加 算 額			
	基本利用料	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
夜間・早朝、深夜加算	基本利用料の25%	左記金額の1割	左記金額の2割	左記金額の3割
	基本利用料の50%	左記金額の1割	左記金額の2割	左記金額の3割
複数名訪問加算Ⅰ(所要時間30分未満)	2,540円	254円	508円	762円
複数名訪問加算Ⅰ(所要時間30分以上)	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算Ⅱ(所要時間30分未満)	2,010円	201円	402円	603円
複数名訪問加算Ⅱ(所要時間30分以上)	3,170円	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算	3,000円	300円	600円	900円
特別地域訪問看護加算	基本利用料の15%	左記金額の1割	左記金額の2割	左記金額の3割
小規模事業所加算	基本利用料の10%	左記金額の1割	左記金額の2割	左記金額の3割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本利用料の5%	左記金額の1割	左記金額の2割	左記金額の3割
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	3,250円	325円	650円	975円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	3,150円	315円	630円	945円
特別管理加算Ⅰ	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	2,500円	250円	500円	750円
専門管理加算	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円
初回加算(Ⅰ)	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ)	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円
看護体制強化加算Ⅰ	5,500円	550円	1,100円	1,650円
看護体制強化加算Ⅱ	2,000円	200円	400円	600円
口腔連携強化加算	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ・ロ)	60円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算Ⅱ(イ・ロ)	30円	3円	6円	9円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ハ)	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算Ⅱ(ハ)	250円	25円	50円	75円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(要支援)	60円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援)	30円	3円	6円	9円

【事業所が定める実費相当額、その他費用】

訪問看護の実施に際し、費用の徴収が必要な場合には、その都度説明を行い、同意が得られたものについてご負担をいただきます。

複数名訪問看護・指導加算 イ：看護師が他の保健師、助産師、看護師と同時に行う場合 ロ：看護師が他の准看護師と同時に行う場合 ハ：看護師がその他職員と同時に行う場合（厚生労働大臣が定める場合を除く） ニ：看護師がその他職員と同時に行う場合（厚生労働大臣が定める場合）	イ：450点／週1回限度 ロ：380点／週1回限度 ハ：300点／週3回限度 ニ： (1) 1日1回の場合 300点 (2) 1日2回の場合 600点 (3) 1日3回以上 1,000点
在宅患者連携指導加算	300点／月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回限り）	200点／回
在宅ターミナルケア加算（特養の看取り介護加算等を算定なし）	2,500点／回
在宅ターミナルケア加算（特養の看取り介護加算等を算定あり）	1,000点／回
在宅移行管理加算（1回に限る）	250点／回
重症者在宅移行管理加算	500点／回
夜間・早朝訪問看護加算（6時～8時・18時～22時）	210点／日
深夜訪問看護加算（22時～6時）	420点／日
看護・介護職員連携強化加算（月1回）	250点／回
訪問看護医療DX情報活用加算（月1回）	5点／回
遠隔死亡診断補助加算（1回）	150点／回

（1点＝10円）

※当事業所からご自宅までの距離に応じた交通費が別途かかります。

1km当たり100円で最高1,500円です。15km以上は1,500円です。

※上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用